

持続可能な下水道サービスを提供するために

令和7年4月1日から

下水道使用料を改定します



問い合わせ

上下水道総務係 ☎46-1327

下水道事業は、日常生活に必要なライフラインとして、町民の皆さんの快適な暮らしや良好な水環境を保つため、サービスを提供しています。

これまで、経営の基本方針として効率的な経営による経費節減を最優先とし、下水道使用料の改定を平成21年11月以来、15年間行わずにサービス提供に努めてまいりました。

しかし、現実には下水道使用料収入のみでは下水道サービスにかかる費用を賄えないために、福祉や教育などの行政サービスを担う一般会計の予算から毎年2億円を超える繰入金を受けて経営している状況にあります。

町の税金に頼っている経営状態の改善や施設老朽化により増加が見込まれる維持管理費用の財源確保のため、令和7年4月1日から下水道使用料を改定することになりました。

使用料改定にかかる条例の改正

「東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例」、「東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」の議案が、令和6年東彼杵町議会第3回（9月）定例会において可決されました。

下水道使用料の改定内容

令和7年4月1日から新たな下水道使用料を適用し、4.4%増加の改定となります。

なお、今回は、水道料金（上水道）の改定はありません。

料金表

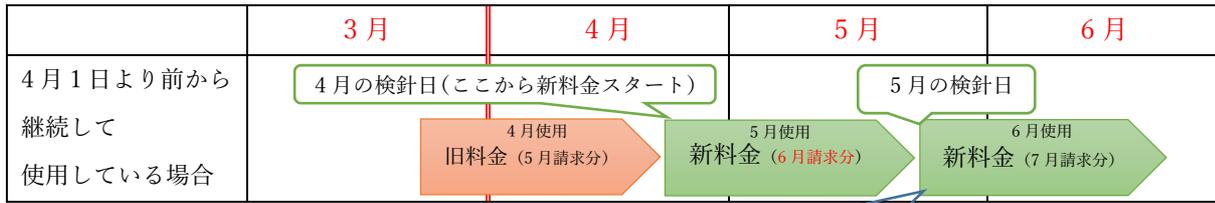
	使用水量区分	改定前	改定後	引き上げ額
基本使用料	0 m ³ ～5 m ³	998 円	1,042 円	44 円
	6 m ³ ～10 m ³	1,580 円	1,650 円	70 円
超過使用料	1 m ³ につき (11 m ³ ～)	158 円	165 円	7 円

計算例 【1カ月あたりの使用水量 20 m³の場合】

改正前				
基本使用料 1,580円	+	超過使用料1,580円 (158円 * 10m ³)	=	3,160円
20 m ³ 使用した場合には 増加額 140円となります				
改正後				
基本使用料 1,650円	+	超過使用料1,650円 (165円 * 10m ³)	=	3,300円

改定の時期

令和7年4月1日に料金改定を実施します。令和7年6月請求分から新料金で請求します。4月1日以降に新たに契約されるお客様は、4月1日から新料金での請求となります。

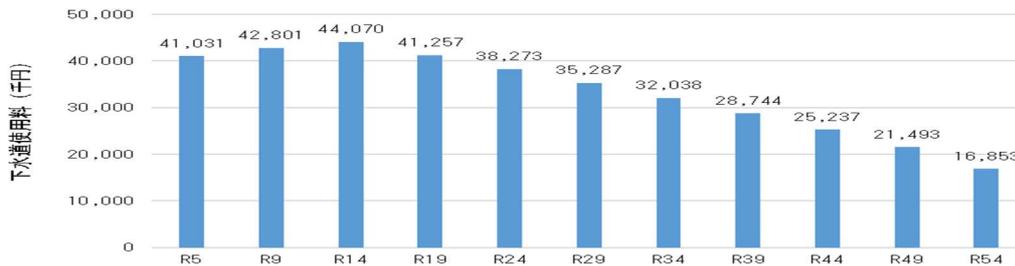


町の下水道の現状

5月の検針で新料金(6月請求分)の料金が確定します

■下水道使用料収入の減少

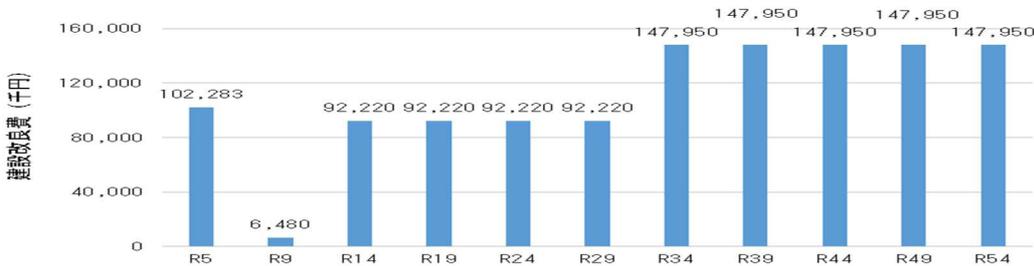
人口減少に伴う使用水量の減少により、使用料収入は減少し、ますます厳しくなる見込みです。



将来の下水道使用料：下水道事業経営戦略（R5年度策定）

■施設の老朽化

令和3年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に点検・調査・改築修繕を実施することとしています。老朽化に伴い、今後も多額の費用が必要となる見込みです。



将来の建設改良費：下水道事業経営戦略（R5年度策定）

■下水道事業会計の収支状況

下水道の維持管理費や汚水処理経費は、下水道を使用した人が使用料で賄うべきものですが、下水道使用料が不足しているため、町税等（公費）で負担しています。

下水道使用料改定の効果

下水道使用料改定により、年間200万円程度の町税等の赤字補てん額が減少する見込みです。下水道の赤字補てんに使用されていた町税等は、福祉や教育、道路や公園の整備などの本来の目的である住民サービスの財源として活用されることとなります。

今後の取組み

■定期的な使用料の見直し検討

町の下水道使用料は、15年ぶりの改定となります。今後は、定期的な経営分析をもとに、適宜、適切な使用料の検討・見直しを行い、税金に依存しすぎない健全な下水道事業経営を目指します。

今後とも下水道事業に対しまして、ご理解とご協力をお願いします。